

判例研究

預貯金債権の共同相続について

—最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の検討を通じて(3)—

足立清人

目次

1. はじめに
2. 最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の事実関係と判旨
3. 遺産共有・遺産の管理・遺産分割—前提の確認(以上, 北星論集57巻2号117頁以下)
4. 判例・裁判例
 - (1) 判例と裁判例(一部, 北星論集58巻2号95頁以下)
 - (2) 判例と裁判例の整理(本号)
5. 学説
6. 本決定の検討
7. まとめ

4. 判例・裁判例

網羅的ではないが、金銭債権などの共同相続が問題になった判例と裁判例を確認する。

(1) 判例と裁判例

※北星論集58巻2号95頁以下からの続きである。

[24] 最判平成26年2月25日金判1438号10頁(共有物分割請求事件)²⁹⁾

Yが被相続人Aの遺産分割審判を申し立て、その審判で、YとXら4名が法定相続分に従って、国債、投資信託受益権を各持分4分の1の割合で共有することが確定されたが、XらがYに対し、主位的に、本件国債などの共有物分割を求めるとともに、予備的に、本件国債および本件投信受益権につき、XらとYが4分の1ずつ分割して取得することができるようにする手続を行うこと、並びに本件株式につきXらが4分の1ずつ分割して取得する

ことができるよう名義書換手続を行うことを求めた事件で、最高裁判所は、まず、株式について、「株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利(会社法105条1項1号)、残余財産の分配を受ける権利(同項2号)などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権(同項3号)などのいわゆる共益権とを有するのであって(最高裁昭和42年(オ)第1466号同45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号804頁参照)、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである(最高裁昭和42年(オ)第867号同45年1月22日第一小法廷判決・民集24巻1号1頁等参照)」と判示した。

次いで、「本件投信受益権のうち、本件有価証券目録記載3及び4の投資信託受益権は、

キーワード：預貯金債権、可分債権、共同相続、遺産共有、遺産分割

委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法6条3項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法15条2項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」と判示し、また、「本件投信受益権のうち、本件有価証券目録記載5の投資信託受益権は、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権であるところ、外国投資信託は、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものであり（投資信託及び投資法人に関する法律2条22項）、上記投資信託受益権の内容は、必ずしも明らかではない。しかし、外国投資信託が同法に基づき設定される投資信託に類するものであることからすれば、上記投資信託受益権についても、委託者指図型投資信託に係る信託契約に基づく受益権と同様、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものとする余地が十分にあるというべきである」と判示した。

さらに、国債については、「個人向け国債の発行等に関する省令2条に規定する個人向け国債であるところ、個人向け国債の額面金額の最低額は1万円とされ、その権利の帰属を定めることとなる社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録は、上記最低額の整数倍の金額によるものとされており（同令3条）、取扱機関の買取りにより行われる個人向け国債の中途換金

（同令6条）も、上記金額を基準として行われるものと解される。そうすると、個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、1単位未満での権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」と判示した。

したがって、本件国債などは、亡Aの相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることがないものか、そう解する余地があるものである。そして、本件国債などが亡Aの相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものでなければ、その最終的な帰属は、遺産の分割によって決せられるべきことになるから、本件国債などは、本件遺産分割審判によってXら及びYの各持分4分の1の割合による準共有となったことになり、Xらの主位的請求に係る訴えは適法なものとなる、とした。

[解説]

最高裁判所は、まず、株式について、最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁を引用して³⁰⁾、その「権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」とし、また、投資信託受益権についても、その「権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された…投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないもの」とし、さらに、個人向け国債についても、その「内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないもの」として、「本件国債等は、亡Aの相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることがないものか、又はそう解する余地があるものである」と判示した。したがって、「本件国債等が亡Aの相続開始と同時に当然に相続分に

応じて分割されるものでなければ、その最終的な帰属は、遺産の分割によって決せられるべきことになる」として、遺産分割審判がなされた本件では、Xらの請求が認められる、とした。

本判決は、株式、投資信託受益権、国債が、その権利の内容および性質から、相続開始と同時に当然に分割されるものではなく、遺産分割の対象となることを認めた。本判決は、それぞれの権利の性質と内容から、従来の判例法理を否定した点が、これまでの判例や裁判例と異なる点である。

【25】大阪高判平成26年3月20日金判1472号22頁（預金払戻請求控訴事件）³¹⁾

被相続人Aの三女Xが、被相続人AがY銀行の支店に開設した普通預金による預金債権について、被相続人Aの死亡により法定相続分2分の1の割合で本件預金債権を分割取得した、としてその払戻しを求めたが、Y銀行がそれを拒絶したのは不法行為に当たる、として損害賠償を求めた事件で、最高裁判所は、「Y銀行は、遅くともXがその代理人であるC弁護士を通じてY銀行B支店に本件預金分割払戻請求をした平成24年10月23日の時点までには、C弁護士が同支店に送付した文書やその添付に係る本件審判の審判書正本、本件遺産分割決定の決定正本、確定証明書及び戸籍謄本の各写し等によって（上記各写し等の内容を疑うべき事情は証拠上全く見当たらない。）、既に確定した本件遺産分割決定において、Aの法定相続人がX及び二女であり、その法定相続分が各2分の1であり、本件預金（相続により当然法定相続分により各相続人に帰属するのが原則である。）については、Aの遺産ではあるものの、法定相続人間に遺産分割の対象とする合意がないので、その対象から除外し、原則どおりの扱いとする旨の認定判断がなされていることを認識していたのであるから、確立した判例（最高裁昭和29年4月8日第一小法廷判決・民集8巻4号819頁、最

高裁昭和30年5月31日第三小法廷判決・民集9巻6号793頁、最高裁平成10年6月30日第三小法廷判決・民集52巻4号1225頁、最高裁平成16年4月20日第三小法廷判決・裁判集民事214号13頁参照）上、本件預金債権については、金銭債権かつ可分債権であって遺産分割の対象外でもあり、明らかにAの死亡に伴う相続開始によりX及び二女が法定相続分2分の1宛の割合に従って当然に分割取得すべきものであり、Xが本件預金の2分の1の払戻しを受ける正当な権限を有し、法律上Xの本件預金分割払戻請求を拒むことができないことを十分に認識していたものというべきである」と判示した。そうして、「遅くとも平成24年10月23日時点において、Y銀行が、C弁護士から送付された文書やその添付に係る本件審判の審判書正本、本件遺産分割決定の決定正本及び確定証明書の各写し等により、被相続人Aの遺産分割審判が確定し、その認定判断を認識していたものである（これを疑うべきは証拠上全く見当たらない。）以上、可分債権である本件預金債権については、判例上、Aの相続開始により共同相続人であるX及び二女が法定相続分各2分の1宛の割合で当然に分割取得するものであり、遺産分割手続を経ない限り法律上の権利行使が制約される性質のものでもない（本件預金に係る普通預金契約上、預金者に相続の開始があった場合には共同相続人全員の同意のない限り、共同相続人の1人からの預金分割払戻請求を認めないような約定があることを窺わせる証拠も見当たらない。）から、この上さらに、Y銀行が後日の紛争を回避するとの名目で、控訴人に対して共同相続人二女の署名押印又は遺産分割協議書の提示等の確認を求めることは、法律上も普通預金契約上も正当な根拠を見いだすことのできない専ら金融機関側の自己都合による取扱いというほかなく、明らかに行き過ぎであり、およそ本件預金分割払戻請求を拒む一般的な合理的な理由ということではできない」と

して、Y銀行の行為は、「銀行の業務の公共性や預金者の保護の確保を旨とする銀行法1条の目的に反する」ことから、Yの不法行為責任が成立することを認めた。

[解説]

本件は、既に遺産分割決定で、Xを含む共同相続人の法定相続分が確定し、本件預金が遺産分割の対象とならないことが確定していたことから、最高裁判所は、従来の判例法理(【2】、【3】、最判平成10年6月30日³²⁾、【15】)に従って、預金債権は相続開始により、共同相続人が当然に分割取得すべきものであることを確認した。Y銀行は、以上の認定事実を認識していたことから、Xの本件預金分割請求を拒むことに一般的合理的な理由は存在しない、とされて、Y銀行の不法行為責任が認定された。

本件は、遺産分割決定後の事件だが、預金債権が遺産分割の対象とされる合意がない限り、原則として、従来の判例法理に従い、分割帰属することが確認された。

【26】最判平成26年12月12日金判1458号16頁(相続預り金請求事件)³³⁾

B証券株式会社から購入した複数の投資信託に関わる受益権を有していた被相続人Aの子であるX(Aの法定相続人は、Xを含め3名)が、Y証券株式会社に対し、本件投資信託の収益分配金と本件投資信託の元本償還金は、B証券または同社を吸収合併したY証券の亡A名義の口座に本件預り金として存在し、その3分の1に当たる金員と遅延損害金の支払を求めた事件で、最高裁判所は、「本件投信受益権は、委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律2条1項)に係る信託契約に基づく受益権であるところ、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである(最高裁平成23年(受)第2250号同26年2月25日第三

小法廷判決・民集68巻2号173頁参照)。そして、元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人A名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の1人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができない」と判示した。したがって、「共同相続された本件投信受益権につき、亡Aの相続開始後に元本償還金及び収益分配金が発生して預り金として本件投信受益権の販売会社であるB証券又はY証券における亡A名義の口座に入金されたものであるところ、共同相続人の1人であるXは、Y証券に対し、当然には自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができない」とされた。

[解説]

最高裁判所は、本件投信受益権について、【24】を引用して、「共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」ことを確認した。そうして、その「元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人A名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の1人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができない」とした。投信受益権の法的性格から、その当然分割を認めなかった。さらに、相続開始後の受益権に基づく預り金についても、【24】と異なり、当然に相

続分に応じて分割されるものではないことが確認された。

なお、本決定（最大決平成28年12月19日）以降に、普通預金債権、定期預金債権に加えて、定期積金債権についての判断が示されている。

【27】最判平成29年4月6日金法2064号6頁（預金返還等請求事件）³⁴⁾

共同相続人の1人であるX（被相続人Cの子）が、Y信用金庫に対し、非相続人Cが有していた普通預金債権、定期預金債権及び定期積金債権を相続分に応じて分割取得したなどと主張して、その法定相続分相当額の支払などを求めた事件で、最高裁判所は、共同相続された普通預金債権について、「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである（最高裁平成27年（許）第11号同28年12月19日大法廷決定・民集70巻8号登載予定）」とし、定期預金については、「預入れ1口ごとに1個の預金契約が成立し、預金者は解約をしない限り払戻しをすることができないのであり、契約上その分割払戻しが制限されているものといえる。そして、定期預金の利率が普通預金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、一定期間内には払戻しをしないという条件と共に定期預金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期預金契約の要素というべきである。他方、仮に定期預金債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい（前掲最高裁平成28年12月19日大法廷決定参照）」とし、「この理は、積金者が解約をしない限り給付金の支払を受けることができない定期積金についても異ならないと解される」と判示した。したがって、共同相続され

た定期預金債権および定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない、とされた。

〔解説〕

最高裁判所は、本決定（最大決平成28年12月19日）を挙げて、普通預金債権について、当然に分割帰属することはない、とした。定期預金債権については、「預入れ1口ごとに1個の預金契約が成立し、預金者は解約をしない限り払戻しをすることができないのであり、契約上その分割払戻しが制限されている」ことが「定期預金契約の要素」であることが確認されて、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない、と判示した。また、定期積金債権についても、定期預金債権と同様の理由で、分割帰属することはない、とされた。

(2) 判例と裁判例の整理

便宜のために、(1) で挙げた判例と裁判例を挙げておく。

- 【1】大判大正9年12月22日民録26輯2062頁（保険金請求ノ件）
- 【2】最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁（損害賠償請求上告事件）
- 【3】最判昭和30年5月31日民集9巻6号793頁（共有物分割請求上告事件）
- 【4】最判昭和52年9月19日家月30巻2号110頁（売得金請求事件）
- 【5】最判昭和54年2月22日家月32巻1号149頁（土地代金返還請求事件）
- 【6】名古屋高判昭和53年2月27日判時898号63頁（預金返還請求控訴事件）
- 【7】最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁（保管金返還請求事件）
- 【8】東京地判平成7年3月17日金判987号19頁（預け金返還等請求事件）
- 【9】東京地判平成7年9月14日判時1569号81頁（預金返還請求事件）
- 【10】東京高判平成7年12月21日東京高裁（民

- 事) 判時46巻1～12号37頁 (預け金返還等請求事件)
- 【11】 福岡高判平成8年8月20日判タ939号226頁 (遺産分割申立却下審判に対する即時抗告事件)
- 【12】 東京地判平成8年11月8日判タ952号228頁 (預金返還請求事件)
- 【13】 東京地判平成9年5月28日判タ985号261頁 (預金返還請求事件)
- 【14】 東京地判平成9年10月20日判タ999号283頁 (預金返還請求事件)
- 【15】 最判平成16年4月20日家月56巻10号48頁 (所有権移転登記手続等, 更正登記手続等請求, 同附帯控訴事件)
- 【16】 最判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁 (預託金返還請求事件)
- 【17】 大阪地判平成18年7月21日金法1792号58頁 (預金等払戻請求事件)
- 【18】 最判平成21年1月22日金判1309号62頁 (預金取引記録開示請求事件)
- 【19】 熊本地判平成21年7月28日金法1903号97頁 (預金等請求事件)
- 【20】 福岡高判平成22年2月17日金法1903号89頁 (預金等請求控訴事件)
- 【21】 最判平成22年10月8日金法1915頁99頁 (遺産確認請求事件)
- 【22】 福岡地判平成23年6月10日金法1934号120頁 (債権等返還請求事件)
- 【23】 大阪地判平成23年8月26日金法1934号114頁 (預託金返還等請求事件)
- 【24】 最判平成26年2月25日金判1438号10頁 (共有物分割請求事件)
- 【25】 大阪高判平成26年3月20日金判1472号22頁 (預金払戻請求控訴事件)
- 【26】 最判平成26年12月12日金判1458号16頁 (相続預り金請求事件)
- 【27】 最判平成29年4月6日金法2064号6頁 (預金返還等請求事件)

【1】 で既に, 相続財産中に金銭債権が含

まれる場合, 427条により相続人に分割されることが示されていたが, 【2】 が, 判例法理である分割承継説を示したリーディング・ケースとされる。【3】 では, 分割承継説の根拠が, 遺産共有の性質が249条以下の「共有」の性質をもつことにあることが示された(遺産分割の指針を示した906条は, 遺産分割の指針を示したものとされる)。

判例法理(分割承継説)に従ったのが, 【4】 (遺産中の不動産売却の代金債権), 【5】 (遺産中の不動産売却の代金債権), 【6】 (預金債権), 【9】 (貸付信託契約の寄託金返還請求権), 【10】 (【8】 の控訴審, 預金および預託金返還請求権), 【11】 (預金債権, 共同相続人間の合意で否定), 【12】 (郵便貯金債権), 【13】 (預金債権), 【14】 (預金債権), 【15】 (預金債権), 【16】 (遺産中の不動産の賃料債権), 【17】 (投資信託契約に基づく投資信託受益換価請求権など), 【18】 (判例法理を原則として認めるが, 預金取引開示請求については, 単独で行使することができることが認められた), 【19】 (預り金返還請求権, 投資信託に基づく受益権), 【20】 (【19】 の控訴審, 預り金返還請求権, 投資信託契約に基づく受益権は否定), 【23】 (預託金返還請求権, 投資信託契約に基づく受益権は否定), 【25】 (普通預金債権) である。

【4】, 【5】 は, 遺産分割前に遺産を構成する特定不動産を売却した場合の代金債権(代償財産)について, 判例法理に従うことが示された。もっとも, 【5】 では, 売却代金を遺産分割の対象に含める合意をするなどの「特別の事情」があるときには, その限りではないことが示された。

【6】 では, 銀行実務上, 相続預金の払戻請求は共同相続人全員でしなければならないとする取扱いが「事実たる慣習」(92条)として行われていることを認めたが, その慣習が適用されるためには, 共同相続人全員がそれに従う意思を有していなければならない,

とされた。

【9】は、【6】と異なり、銀行に対する預金払戻請求について、相続人全員の同意に基づいて相続人全員に払い戻しがなされるといふ金融機関の取扱いが「事実たる慣習」には当たらない、とされた。

【10】（合有説を採った【8】の控訴審）では、【2】、【3】が引用されて、判例法理（分割承継説）に従うことが示された。遺産分割協議が成立していない間は、相続人全員の署名・捺印のある書面により相続人全員による返還請求があったときにのみ返還に応じるとする「総合取引約款」が、「預託金等の返還についての通常取扱い『例』」を示したものにすぎない、とされた。

【11】では、判例法理（分割承継説）は認めるが、遺産分割では、遺産に含まれる金銭債権も、他の相続財産とともに分割の対象とされることが「一般的」であって、「金銭債権は常に遺産分割の対象にはならないとはいえないこと」、遺産が金銭債権だけであっても、本件のように、「被相続人の遺産の一部が既に相続人の協議により分割され、金銭債権の一部だけが未分割のまま残存している場合には、相続人間で、その具体的な帰属を定める必要性が強く認められること」から、本件の場合、遺産分割手続によるのが最も適切な法的手続であり、共同相続人全員が遺産分割の対象とすることに合意していることから、それに従うと判示された。

【12】では、相続人が複数いる場合に、相続人単独による払戻請求を拒否できることを認めた郵便貯金規則の合理性は認めるが、本件では、預金の帰属者とその範囲が明確だったことから、当該規則に従う必要はない、とされた。また、共同相続の場合、相続人全員の同意書か遺産分割協議書の提出がなければ、相続預金の払い戻しに応じない金融実務についても、その合理性を認めるが、相続人全員による払戻請求が著しく困難な場合に、

当該金融実務を貫徹することは不合理であり、実際、金融実務においても、葬儀費用などの払戻しのためには相続人全員による請求を要しない取扱いもなされていることから、当該金融実務が「事実たる慣習」にまでは至っていない、と判示した。

【13】・【14】は、分割承継説を採る判例法理が原則だが、共同相続人間の合意で、可分債権を遺産分割の対象とした場合には、共同相続人の合有関係に転化したものとして処理することができる、と判示した。したがって、共同相続人の間で、預金債権を遺産分割協議の対象とする合意が成立する可能性がある間は、共同相続人からの払戻請求を拒むことができる、とした（が、本件では、その余地が認められないことから、払戻請求が認められた）。

【15】は、相続財産中の預金債権について、自己の持分以上の払戻しを受けた共同相続人の一人に対して不当利得の返還が求められた事件で、【2】が引用されて、判例法理（分割承継説）に立つことが確認された。本決定（最大決平成28年12月19日）では、本判決を変更することが明示されている。

【16】では、遺産である賃貸不動産から生じた賃料債権（法定果実）は、遺産とは別個の財産であるから、共同相続人の分割単独債権となる、とした。

【17】は、投資信託契約に基づき、被相続人が取得する受益権のいずれもが、給付を分割することについての障害が本件取引約款および本件信託約款によって除去されていることから、可分債権であると解するのが相当である、として、【2】を引用して、判例法理（分割承継説）に従うことが判示された。

【19】では、預り金債権は判例法理（分割承継説）に従って処理されるとしたが、投資信託に基づく受益権については、共同相続人の準共有（264条）となり、その解約請求または買戻請求は、共有物の管理に当たるので、

252条（共有物の管理）に従う、とされ、その請求の結果、相続人の解約代金または買戻代金の支払請求権は金銭債権となるので、判例法理（分割承継説）に従うことが確認された。

【18】では、共同相続人による預金取引記録開示請求の可否が争われ、共同相続人単独での開示請求が認められた（後述）。判例法理（分割承継説）が否定されたわけではない。

【20】では、預り金の請求については、判例法理（分割承継説）に従う、とされたが、投資信託の受益権については、否定された（後述）。

【23】は、預託金に関する請求については、判例法理（分割承継説）に従うことが確認された。さらに、相続開始後に入金された投資信託の受益権に基づく分配金については、それが「受益権から生ずる法定果実」に当たり、分配金の支払請求権は金銭債権であるから、【16】を引用して、判例法理（分割承継説）に従うことが認められた。他方で、投資信託に基づく受益権については、否定された（後述）。

【25】は、既に遺産分割決定が行われ、法定相続分が明確となり、預金債権が遺産分割の対象となる旨の合意がないことが明らかだったことから、共同相続人からの払戻請求に応じなかった銀行の不法行為責任が認められた。【2】、【3】、最判平成10年6月30日、【15】が引用されて、従来の判例法理が前提とされている。

以上、原則として、判例法理（分割承継説）に従うことが示されている。もっとも、遺産共有の性質（【19】）や、共同相続人間の合意（【4】、【5】、【11】、【13】、【14】、【25】）や、銀行実務、約款や関連法規などが事実たる慣習（92条）（【6】、【9】、【10】、【12】）に当たるかどうかなどが言及されて、判例法理（分割承継説）に従わない場合があることも示されている。

他方で、判例法理（分割承継説）に従わなかった（・分割否定説に従った）判例と裁判例は、【7】（金銭（現金））、【8】（預金および預託金返還請求権）、【20】（投資信託契約に基づく受益権）、【21】（定額郵便貯金債権）、【22】（投資信託契約に基づく受益権、個人向け国債）、【23】（投資信託契約に基づく受益権）、【24】（株式、投資信託契約に基づく受益権、国債）、【26】（投資信託契約に基づく受益権、受益権に基づく分配金）である。本決定後に、【27】（普通預金債権、定期預金債権、定期積金債権）が登場している。

なお、【7】では、遺産中の金銭（現金）は、預貯金債権のような金銭債権と異なり、遺産分割までは分割されないことが確認された。たとえ、その金銭が相続開始後に、金融機関に預けられたとしても、その扱いは異ならない、とされた。

【8】では、遺産の共有が、249条以下に規定されている共有とは異なる、として、相続人は、「遺産全体について各相続人の法定相続分に応じた抽象的な権利義務を有しているにとどまるものであると解するのが相当である」として、遺産の共有が「共有」であると解して、預貯金債権・預託金返還請求権の分割承継を却けた（控訴審【10】で取り消された）。

また、共同相続人による預金取引記録開示請求の可否が争われた【18】では、（判例法理（分割承継説）が否定されたわけではないが、）預金契約が消費寄託契約（666条）の性質をもつものであり、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、「委任事務ないし準委任事務」の性質を有するものも多く含まれていることが確認された。委任契約や準委任契約では、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負う（645条、656条）ことから、預金契約においても、預金口座の取引経過を確認することは必要不可欠であるので、金融機関

は、預金契約に基づいて、預金者の求めに応じて、預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うことが認められた。そのうえで、「共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法264条、252条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない」とした。本判決では、従来の判例法理（分割承継説）に従った預金債権の分割帰属と、預金契約上の地位の相続を区別した点が、従来の判例や裁判例では見られなかったところであり、特に後者の視点を採用したことが、以降の判決に影響を与えることになった。

【20】では、預り金の請求については、判例法理に従うとされたが、投資信託の受益権について、「単に解約請求権又は買戻請求権にとどまらず、議決権、分配金請求権等を含み、性質上明らかに不可分債権であって単純な金銭債権ではない」として、相続分に応じて分割帰属することはない、と判示した。また、投資信託の受益権の解約請求または買戻請求について、【19】と異なり、その行使の結果、「投資信託自体が消滅することになるのであるから、受益権を処分することにはかならず、単に受益権の管理に関する事項にとどまらない」のであり、本件の約款でも単独での解約請求または買戻請求を認める規定が存在しないことから、252条（共有物の管理）ではなく、251条（共有物の変更）または544条（解除権の不可分性）により、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、解約請求または買戻請求をすることができない、とした。（おそらく【18】の影響もあり、）本判決は、被相続人の承継する契約の内容を詳細に分析して、それに基づいて、判例法理（分割承継説）の適用を却げた。

【21】は、定額郵便貯金債権につき、一定

の据置期間を定め、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定める郵便貯金法の規定などが、「定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある」ことを確認し、定額郵便貯金債権が相続によって分割される（判例法理）となると、その趣旨に反することになり、たとえ相続によって分割される、としても、共同相続人が共同して払戻しを求めなければならないことから、定額郵便貯金債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることを許すものではない、とした。郵便貯金法の趣旨から、定額郵便貯金債権が相続により分割されることはない、とした。従来の判決と異なり、判例法理（分割承継説）を原則として言及することもしていない。

【22】では、投資信託の受益権に含まれるその解約金支払請求権などの相続について、投資信託の約款の規定から、その性質上、可分債権とみることができないことから、共同相続人は、投資信託に関わる受益権を準共有するに至り、投資信託についての解約実行請求は、544条1項の適用ないし類推適用を受けるものであるから、共同相続人全員からしないとならない、とされた。また、国債についても、その中途換金に関わる請求は、個人向け国債の関連法規などから、その性質上、可分債権とみることができず、共同相続人は準共有するに至り、中途換金の請求は、544条1項の類推適用を受けることから、当然に分割されることはない、とした。本判決も、投資信託や国債の約款、その性質から、被相続人は、それらに基づく金銭債権が相続により分割されることはない、とした。

【23】では、預託金および投資信託の受益権に基づく分配金は判例法理（分割承継説）に従うことが認められたが、投資信託の受益権が、一部解約実行請求権などの「権利の集合した1つの契約上の地位」であることが確認され、信託法の規定からも、投資信託受益

権が、準共有の対象となることが明示されているから、受益権は、その内容と投資信託受益権に関する法律上の規律から、「性質上の不可分債権である」ことが確認されて、共同相続人に当然に分割されることはない、と判示された。

【24】では、まず、株式について、その権利の内容および性質から、共同相続された株式が、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない、とされた。また、投資信託に基づく受益権についても、それに含まれる権利の内容および性質から当然に分割されるものではない、とされた。さらに、国債についても、その権利の内容および性質から、当然に分割されることはない、と判示された。

【26】では、【24】が引用されて、投資信託に基づく受益権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものではないことが確認された。また、相続開始後、受益権に基づいて元本償還金または収益分配金が発生し、それが預り金として被相続人の口座に入金された場合に、その預り金返還請求権についても、【23】と異なり、当然に分割されることはない、と判示された。

本決定以降に登場した【27】では、普通預金債権、定期預金債権、定期積金債権の分割が争われ、普通預金債権については、本決定(最大判平成28年12月19日)と同様、相続分に応じて当然に分割されることはないことが確認された。また、定期預金債権については、定期預金契約の性質上、分割払戻しが制限されていることが、本決定に従って、「定期預金契約の要素」と確認されて、相続分に応じて当然に分割されることはない、とされた。定期積金債権についても、定期預金債権と同様である、とされた。

取り上げた判例と裁判例を時系列的に整理する。

遺産に含まれた預貯金債権などの可分債権

について、【1】、【2】、【3】により分割承継説が示され、それが判例法理となったが、相続争いに金融機関が巻き込まれる恐れなど、特に金融実務上の要請から、遺産共有の性質や、共同相続人間の合意や、預貯金規定や関連法規の規定などが事実たる慣習(92条)に当たると主張されて、判例法理(分割承継説)の制限の可能性が示されてきた。

このような判例と裁判例の流れのなかで、共同相続人による預金取引記録開示請求の可否が争われた【18】の登場が、預貯金債権の共同相続の取扱いの議論の深化のキーとなった。【18】では、従来の判例法理の預金債権の分割帰属と、預金契約上の法的地位の承継とが区別された。【18】が契機となり、預貯金債権などの可分債権である金銭債権を発生させる法律関係(契約)の内容の分析が詳細に行われるようになり、これ以降の判決に影響を与えることになった。【18】以降、判例および裁判例の論理も精緻となる。【19】では、投資信託契約に基づく受益権が、相続人の準共有(264条)となり、その解約請求または買戻請求は、共有物の管理に当たるので、252条(共有物の管理)に従う、とされたが、その請求の結果、解約代金や買戻代金の支払請求は金銭債権となるので、判例法理に従うことが確認されたが、【20】では、投資信託契約に基づく受益権の解約請求または買戻請求が、251条(共有物の変更)または544条(解除権の不可分性)により、他の共同相続人の合意を得なければ、それらの請求ができない、として、判例法理(分割承継説)の適用が否定された。【21】では、定額郵便貯金について、郵便貯金法の趣旨から、判例法理(分割承継説)が否定された。なお、【21】より前の判例や裁判例では、判例法理(分割承継説)が原則である、という言及が、判旨に見られたが、【21】以降、そのような言及も見られなくなる。【22】では、投資信託契約に基づく受益権が、投資信託の約款の規定か

ら、個人向け国債が、その関連法規から、性質上、可分債権とみることはできず、相続と同時に分割承継されることはない、とされた。【23】では、投資信託契約に基づく受益権が「権利の集合した1つの契約上の地位」であるとされて、信託法の規定からも、「性質上の不可分債権である」ことが確認されて、判例法理（分割承継説）に従うものではないことが確認された。【24】では、株式、投資信託契約に基づく受益権、国債についても、その権利の内容および性質から、判例法理である分割承継説に従うものではないことが示された。【26】では、投資信託契約の受益権に基づいて発生した元本償還金と、収益分配金が預り金として被相続人の口座に入金された場合のその返還請求権についても、判例法理（分割承継説）に従うものではないことが示された。

こうしたなかで、本決定（最大決平成28年12月19日）が下された。

本決定の決定理由³⁵⁾は、①遺産分割は、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであり、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続の実務上の観点から、現金のように、遺産分割の方法を定めるに当たって調整に資する財産を遺産分割の対象とする要請があること、②預貯金は、遺産分割の方法を定めるに当たって調整に資する財産であるという点で、現金に近いものであり、預貯金契約は、消費寄託契約であると同時に、振込入金を受入れなど、委任事務または準委任事務としての性質も有しており、「預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる」から、「預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産である」ことから、③判例法理である分割承継説を前提

としながら、遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきた、とする。そのうえで、普通預金債権と定期貯金債権について、「預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り」、「各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」とし、定期貯金債権についても、「預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない」とならないという制限と、預入期間内には原則、払戻をしないという条件とが、定期貯金の利率が高いことの前提となっており、それは、「単なる特約ではなく定期貯金契約の要素」であり、定期貯金債権の分割承継が認められると、「定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する」ことから、分割承継説が否定されて、普通貯金債権、通常貯金債権および定期貯金債権がいずれも遺産分割の対象となる、とした。本決定は、【15】を変更するものである、とされる。

本決定は、預貯金契約が、消費寄託契約であると同時に委任事務または準委任事務としての性質も有すると認定される点で、【18】の影響を受けるものであり、「預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約」する必要がある、という点で、【20】、【21】、【22】、【23】の判旨を受け継ぐものである。また、遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという実務に着目する点で、(判例法理（分割承継説）も実務上の運用を考慮はしていたが、)分割否定説が重視した実務上の運用を重視し、郵便貯金法の「定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨」に着目する点で、【21】の判旨を受け継ぐものである。

本決定（最大決平成28年12月19日）と、本決定後に登場した【27】により、普通預金債権、定期預金債権、定期積金債権についても、

その性質から、判例法理(分割承継説)に従わないことが示された。

(続)

²⁹⁾ 香月裕爾「判批」NBL1022号4頁, 吉谷晋「判批」金法1992号1頁, 谷健太郎「判批」金法1993号4頁, 藤原彰吾「判批」金法1995号4頁, 山下純司「判批」法教408号62頁, 吉谷晋「判批」金法2000号164頁, 長秀之「判批」NBL1036号76頁, 奈良輝久「判批」法の支配175号102頁, 宮本誠子「判批」法教別冊付録413号24頁, 潮見佳男「判批」金法2001号7頁, 田中亘「判批」別冊ジュリ225号134頁, 山下純司「判批」金法2009号43頁, 原惠美「判批」ジュリ1479号87頁, 松尾弘「判批」法セ724号118頁, 平林美紀「判批」リマークス50号70頁, 村重慶一「判批」戸時726号83頁, 青竹美佳「判批」2271号165頁, 嶋津元「判批」法協132巻12号152頁, 星野豊「判批」法時88巻2号118頁, 角谷昌毅「判批」ジュリ1489号84頁, 川淳一「判批」民商151巻3号263頁, 角谷昌毅「判解」曹時68巻4号170頁, 田中亘「判批」別冊ジュリ239号136頁, 湯本あゆみ「判批」法学82巻1号117頁。

³⁰⁾ 最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁は、「株式を相続により準共有するに至った共同相続人は、商法203条2項の定めるところに従い、当該株式につき株主の権利を行使すべき者一人を定めて会社に通知すべき」として、共同相続された株式は、共同相続人の準共有となることを判示したものである。

³¹⁾ 鈴木尊明「判批」新・判例解説 Watch15号87頁, 黨貞明「判批」金法2033号60頁, 宮本幸裕「判批」金判1486号100頁, 高部真規子「判批」金法2040号50頁, 前田陽一「判批」金法2049号7頁。

³²⁾ 最判平成10年6月30日民集52巻4号1225頁では、【2】(最判昭和29年4月8日)が引用されて、「預金債権その他の金銭債権は、相続開始とともに法律上当然に分割され、各相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解される」と判示された。

³³⁾ 山下純司「判批」金法2009号43頁, 長秀之「判批」NBL1054号92頁, 松尾弘「判批」法セ727号118頁, 山下真弘「判批」金判1477号2頁, 水野貴浩「判批」民事判例11号108頁, 小川恵「判批」同法67巻6号191頁, 前田陽一「判批」法教別冊付録425号21頁, 宮本誠子「判批」民商

151巻2号155頁, 青木則幸「判批」判評684号(判時2277号)193頁, 岩藤美智子「判批」ジュリ1492号83頁, 橋本伸「判批」北法67巻2号111頁, 原惠美「判批」新・判例解説 Watch18号75頁, 田中淳子「判批」法時89巻3号118頁, 平田厚「判批」リマークス52号70頁。

³⁴⁾ 週刊税務通信3454号7頁, 中村弘明「判批」金法2064号4頁, 市野瀬 啓子「判批」税研JTRI33巻2号95頁, 大高由美子「判批」税理60巻12号100頁, 松尾弘「判批」法セ754号106頁, 山下真弘「判批」金判1537号2頁, 宮本誠子「判批」ジュリ1516号85頁, 伊藤栄寿「判批」リマークス57号68頁。

³⁵⁾ 拙稿「預貯金債権の共同相続について—最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の検討を通じて(1)—」北星論集57巻2号125頁以下を参照。